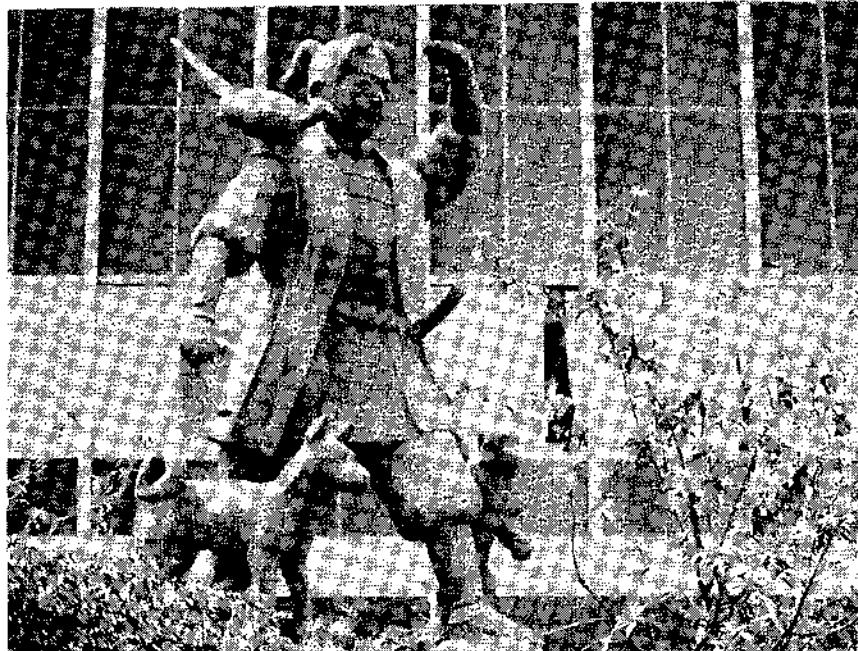


第13回定時代議員総会

瀬戸の海はまねく
集おう、吉備の国岡山へ！

青税の明日への前進を目指し



全國青年税理士連盟

全国青年税理士連盟

連盟本部 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-20-11
第1シルバービル5F 501号
電話 03(354)4162
発長 行石龜邦俊
会編長 集人川光夫
広報部長 市人夫

第十三回大会は、八〇年代の幕開けと、税理士法改正後最初の大会であります。かかる重要な大会を岡山で開催することに至上の喜びと責任を感じる次第です。

古代吉備王国である岡山は、日本の地中海・瀬戸内海を眼前に、天下の名園・後楽園、白壁の町・倉敷が、静かなたたずまいを見せ、又、特産物たる白桃・マスカットをはじめとして豊富な果物、新鮮な魚に恵まれた地であります。お伽噺の桃太郎は幼き頃の懐しい想い出ででしょう。

かかる地において開催された大会が全国の皆様方との友情を確かめあい、やがて瀬戸の海に大きくかかる夢のかけ橋・瀬戸大橋の姿にも似て、会員諸兄並びに全青税の未来への力強き一層の発展の原動力となるならこの上ない幸せです。

岡山青年税理士クラブ会員一同、皆様方とお会い出来る日を楽しみにお待ち致しております。

改悪反対運動をふりかえって

—成果と今後の課題—

會長石龜邦俊

いうまでもなく、今回の「改正」

社党の共同提案で出され、自民

九
卷之二

である。今後は、第一条の修正の

この一年間、会員各位には格段のご理解とご支援を賜わりお蔭様で会務を全うすることが出来ましたことを重く御心申し上げる次

第です。また役員各位のご協力に対しまして感謝を申し上げる次第です。

理士法改悪反対運動に明け暮れた一年でした。この税理士法改正問題について種々ご意見があつたことも承知しております。私達、全く青税は発足以来、税理士制度の発展強化を目指し、税理士法改正に

士の英知を集め作成され、日税理士法
理事会で承認された、「税理士法
改正基本要綱」の理念にそつた、
「国民のための税理士制度」確立
を目指し運動をすすめてきたので
ある。当連盟はこの基本路線に立
ち、今回の税理士法改正問題を真
剣に考え、議論をかさね、その結
果、わが税理士業界に益するもの
がないと判断をし、改憲反対運動
を展開することになったのであ
る。



このことは朝日新聞(55・4・2朝刊)でも報道する」と、多年の念願でもある「税理士法改正基本要綱」の第一条(使命)にみられる「...納税者の権利を擁護する」と同一の趣旨とみられる。

改正税理士法が成立と同時に各地域では説明会、報告会が行なわれているようであるが、出席した会員は口くちに、「これは「大変な法律が出来たものだ」という批判が続出し、中には自分の身を守

「新亞」石室藏書

され、助言義務規定、使用人等監督義務等の監督権の強化策が緩和

関与先との摩擦を起こさないため
にどうすればよいかなどの勉強会

もたくさん詰めていたが、部屋を出てきた日税連幹部達は口ぐちに「…今夜は祝酒を飲めるな」といい手を取り合って喜んでいた。本当に喜び合えるものなのであろう

される」とにでもなれば、今回の「修正案」は大きな成果があったといえる。しかし、問題の助言義務規定そのものは無修正であり、助言義務違反は第四十四条の懲戒

も聞いていてるところもあるようで
ある。このように、一般会員の間
では不安を抱き、今頃になつて大
きな関心を示してきてる状況で

これはすべて、税理上法改正を
バラ色に知らせてきた日税連執行
部に大きな責任があります。彼ら
は、大蔵省、自民党と密接な連絡
を保ち、密室で作業をすすめ、我
々一般会員には「現状で考えらる
最上のもの」と偽りの宣伝を行な
い、会員には内容を充分知らせず
強行的にすすめてきたのである。
そしてこれに反対する者はすべて
「共産主義同調者」ときめつけ、
公器である機関紙を勝手に私物化
し、言論弾圧を行なつたのであ
る。そのことが、一般会員の反対
の声とならず、大きな改悪反対運
動に展開しなかった。また当連盟

会議の席上で「今回の改正は税理士の権益の拡大でなく、法関係の整備合理化にあつた。」と述べてゐる。このように、不当な政治献金まで行ない税理士法改正を行なおうとした日税連幹部の責任は重大である。

長
謹
生

ご承知のように、日税連山本会長は昭和五十年に大阪国税局の猛反対で、さきに延長二年、やれ

代に、日税連正副会長会が福岡で開かれた折、日税連幹部が福田氏を招いて中洲の水だき屋で宴会を開いているが、四元支務理事とは開いたのではないか。

一般消費税の導入と密接な関係を持つてゐることが推察できる。又、昭和五十四年六月五日の衆議院大蔵委員会で、社会党只松祐治委員は、「ある席で、この税理士法が改正されたならば、一般消費税ができるも国税庁職員を大幅に

政治面主に反文部省の力が働いたが、そのものでは何故に、権益の拡大に専念するのであつた。それでは何故に、権益の拡大に専念するのであつた。政金までバラまき成立させようとしたのか。それは昭和三十九年政府案を税理士業界が反対をし、昭和四十年に廃案にしたことが大きく起因している。大蔵当局は同じじ懶を踏みたくないのに、周到な計画のもとで約十年間色々と準備をしてきたのである。反対勢力に打ち勝つ最大の力は金力であったの

「た山内辰巳が、『日税通山本義風
会長は私が大阪国税局長時代に作
った。』と発言した事実を取り上
げている。

出来てはいたるであります。
「税理士法改正」と一般消費税
体制及び増税体制との関連はある
う。

四元専務理事と大蔵省福田審議官は戰友

今回の「改正」作業が、従来、

今回の「戸賀」の特徴

動に展開しなかつた。また当連盟においても日税連に対抗するだけの力も持あわせなかつたことは

非常に残念である。
今回の改正は権益拡大ではなか
つた

当初日税連幹部は、今回の改正により、税理士の権益が大きく拡大され、社会的地位向上になる」と、豪語していたが、成立後、急変し、日税連税理士法改正対策委員長、大竹浩氏は東京税理士会の

十年の間に税理士界は大きな力をつける民衆勢力が指頭し、昭和四十七年四月には「基本要綱」を作成し、「国民のための税理士制度」確立を目指し、運動をする力を持つようになってきた。そこでこのまま放置しておくと税務行政に大きな支障をきたすのを恐れる大蔵当局は、今がチャンスとみて税理士に対する監督強化と、税務員の大量天下り策（無試験資格化）

一方、山本会長の指名により生
まれた四元専務理事については、
大蔵省の福田審議官（税理士法、
一般消費税担当の最高責任者）と
戦友であり、先輩、後輩の間柄で
あることも周知の事実である。こ
のことは、先の三月二十九日参議
院大蔵委員会で丸谷金保委員（日
本社会党）は「昭和五十一年十一
月、福田審議官が福岡国税局長時

今回の「改正」作業が、從来、日税連の改正要望に対して全く消極的であったのに、昭和五十二年八月に第三次山本日税連執行部が誕生するやいなや、急速に大蔵省からの呼びかけて開始されたこと、その呼びかけの時期が、同年十月政府税制調査会が「中期税制答申」を行ない一般消費税導入が具体的に提起された直後であることなどによつて、この「改正」が

昭和三十九年政府案の廢案とい
う轍を踏むことをおそれる大蔵當
局は、日税連と国税労組を推進の
前面に立てて、共産党を除く各党
に「税理士問題特別委員会」等を
設け、自民党を中心として、社会
党、公明党、民社党、新自由クラブ
にも働きかけ、自民党は社・公
民に働きかける根回し工作員をそ
れぞれおき、専ら話し合いによる

税理士法改正について

年にかけて、税理士業界から税理士制度のあるべき姿の研究を著寫され、数次にわたって意見書ないしは鑑定書を業界に提出したのであった。昭和三十九年春に税理士会長宛に提出した鑑定書において税理士のあるべき本質論的な使命は、単なる税務会計専門家（タックス・アカウンタント）としてのそれではなくまさしく納税者の代理人として納税者の法的権利を擁護すべき税法専門家としてのそ
れでなくしてはならず、その意味では「税金の弁護士」（タックス・

「税理士の職責」となっていた。今回の改正法一条はこれを「税理士の使命」と改めた。改正法の原案では一条は「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、納税義務者の信頼にこだえ租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」としていた。法的的意味としては「中正な立場」も「公正な立場」も同じである。税法の解釈問題であろうと、租税要件事実の認定問題であろう

案よりも大きくなつて、三十九年案では、日税連を含む税理士業界の一致した反対運動によって廃案となつた。当時、税理士制度のあり方、税理士のあるべき法的地位等についてはほとんど字間に解明がなされていなかつた。税理士業界としてもどのような理論的視点にたつて税理士法の改正運動をおし進めるべきかを模索していたのであつた。筆者は三十八年から三十九

ロイヤー」としてのそれをなければならぬとしたのである。改正前の税理士法一条はいわゆる「中正論」を規定していた。筆者は、同鑑定書においてこの一条の「中正論」は、税理士をして税務の行政の補助機關ないしは税務の代言人としてとらえようとする當時の税理士法の構造的特質を象徴的に表現するものであるとしたのであった。税理士法一条は税理士法全体の性格をとらえようとする上においてきわめて重要な地位を占める。

職業専門家としての税理士の登場が必要とされる場合の多くは、問題が自明でないために評価が分かれれる場合である。民間の職業専門家としての税理士の使命が問われるのは、問題が自明であって評価が分かれないときではなく、問題が自明ではなくて評価が分かれるといふいわば限界状況の場合である。そのようないわば限界状況においてもはや「中正な立場」、「公正な立場」なるものは論理的に存在しない。端的にいえば、

と何人も公正な立場にたって判断すべきであることについては多言を要しない。税理士もそのような公正な立場にたって問題に対処すべきである。これは自明のことである。税法の解釈問題であろうとも、問題があまりにも自明であつて疑問の余地がない場合には、それについて税務当局が判断しようとも税理士が判断しようと同じ結論

的な指導法原理を規定するものであるだけに、この修正は今後、改正法の不備を少しでもカバーしていくこうとするうえにおいて重要性な意味をもつものとして評価しうる。今後、可能なかぎり右一条の「申告納税制度の理念にそって、税理士法の合理的運用がなされねばならない」といえよう。

ここに評論する余裕がないが、二十六年の税理士法のレベルよりも大きく後退し、基本的には昭和十七年の税務代理士法のレベル

ば課税物件になるかならないか、必要経費になるかならないか、のいずれかに決断せねばならないからである。このように評価が分かれるときの税理士の使命こそ、法的には一案の「使命」として規定されねばならない。

改正法の原案一条に対して国会の一部修正が行われた。すなはち「申告納税制度の理念にそつて」、の文言が挿入された。税理士法を具体的に十法一条は、税理士法を具体的に解釈し、適用していく場合の基本

安立法としての側面(助言義務規定期等が税理士等を彈圧する手段に利用されないという保証は全くない。そのような危険性があるだけでは立法としては好ましくない)を看過してはならないと考える。この点にこそ、客観的につて、体制にとって今回の税理士法改正を執拗におしそうめなければならぬ本質的理由も存在したのである。われわれは、よほど事態の本質を冷静に洞察し、体を張って活動の八十年代に対処しなければならないであろう。

行うに至つたと伝えられている。その一般消費税等は増大する軍事費、防衛費に充てる財源として予定されているのである（アメリカは日本の一層の再軍備化を要求している。そして食糧問題「日本は多くの食糧をアメリカに依存している」がアメリカの世界戦略の手段として利用されつつある）。それは、明らかに一九八〇年代の政治ファシズム化の動きの一環を構成するものである。筆者は、戦後立法史において改正税理士法は治

税理士に相談して、該税金を支拂ふ。

そのような場合 稅務行政庁（徵
稅）の立場にたつか、それとも納

ものになつたといつてよい。改正税理士法は明らかに一般消費税等

全 国 青 稅 連

税理士も納税者も歓迎しない

官製税理士法誕生

法対策部長 武田晃輔

(一) 税理士法の沿革

税理士制度は昭和十七年の税務代理士法に起因し、当時の戦時立法として、もっぱら戦費調達の手段として制定されたものであった。ところが戦後納税申告制度に移行すると共に、従来の税務代理士法のあり方にも変化を來し、シヤーブ税制の効率と相まって、昭和二十六年、現在の税理士法が制定されたのである。その後、昭和三十一年、従来の税務職員に対する在職十五年での無試験資格付与制度を廃止し、特別試験制度が創設された。

この制度は五年間の期限立法であつた為、昭和三十六年、特別試験制度を無期延期し、又、登録事務の税理士会への移譲を行つた。

そして、昭和三十八年、税理士法改正の高まる中で、大蔵省に設置された税理士制度特別部会の審議に期待して「自主権の確立」「代理権の確立」、そして「試験制度の改善」を三つの柱として

税理士制度の大進歩、発展を待ち望んだのである。

ところが期待に反して、特別部会が税制調査会に提出した報告書は試験制度の認定制導入など、税理士会の要望を逆なでした改憲案であった。この改憲案が昭和三十九年、国会に提出されたが、衆議院を通過後、翌四十年、参議院において、税理士会内外の強力な反対運動の前に、ついに廃案となり日の目を見なかつたのである。

その後、日税連は独自に、税理士法全般にわたる根本的な改正作業に着手し、昭和四十七年、税理士会の総意の結果である「税理士法改正に関する基本要綱」を作成し、各関係方面に建議を行い、税務当局にも要望を重ねて来たのである。

ところが昭和五十年、現在の山本会長が日税連会長に選出されるや、その後、急速に税務当局との交渉が進められ、昭和五十三年大蔵官僚で固められた、自民党の税理士問題小委員会より「税理

士制度改正要綱案」が発表された。そして昭和五十四年四月、日税連で内外の反対を無視して、自民党の「改正要綱案」の受入を強引に決定、翌五月政府案として、国会に提出されるに至つたのである。

(二) 税理士法改正の経過と反対運動

昭和五十二年十一月二十七日、日税連と税務当局との懇談会の席上、政府側より次のような発言があつた。

一、税理士法改正について、具体的問題、実体的問題について税務当局と日税連の両者で検討を進めた。税理士の職責ないし使命に關し税理士が中正な立場をとるべき旨を定めた現行税理士法第一条の主旨の改定を期することは至難のように思われること。

二、弁護士及び公認会計士に関する事項を定めた現行税理士法の各条項を本会が要望通り改定することについては、これらの団体を納得させることに極めて困難な状況にあること。

三、特別試験を廃止して、国税に關する行政事務に二十年以上從事した者に対し、簿記論、財務諸表論の一般試験を行うべく改正を期することは至難のようと思われる。

以上のようないわゆる税務行政の執行に著しい支障をきたすおそれがあるとされる事項についての改定を期することである。

六、当該改正が①税理士と税理士業界側、②税務行政の側、③納税者側、の三者にとって利益のあるものでなければならぬこと。

五、税務行政の執行に著しい支障をきたすおそれがあるとされる事項についての改定を期することである。

監督に関し弁護士制度における完

全な自治権に類する制度の創設を

期することは至難のように思われる

こと。

としては日税連との相互信頼関係の持続・強化が必須の条件としている。すると、激流の中で馬を乗り換える感を演じてはすべてが水泡に帰する恐れがある。

このように、日税連機関紙の社説とも言うべき潮流を使って運動を行い、あたかも山本会長が選出されれば業界待望の税理士法が直ちに成立するかの如き印象を与えて、更に国会筋を通じてのレベルアップの可能性まで示唆したのである。

それが、先程述べた六ヵ月経過後の五十三年一月二十六日、至難困難の会長感觸六項目なるメモが発表されたのである。これが事実とすれば日税連山本執行部の見通しの甘さが指摘されよう。又選挙を意識して故意に流布したのなら会員を欺瞞し愚弄したことになる。

その後、五十三年三月二十二日、自民党内に「税理士問題小委員会」が設置され、小渕恵三衆議院議員が委員長となり、大蔵省OB議員が中心となって、各関連団体の意見を聴取し、実質的な改正作業に入ったのである。そして、五十四年三月十三日、「自民党税理士問題小委員会から『税理士制度改正要綱案』が発表された。その

内容たるや「助言義務の新設」「使用者の監督義務の新設」「懲戒処分の即時効力発生」、「税務職員に対する研修制度による無試験資格付与」等の現行の税理士法より遙かに後退した改悪法案であった。これを日税連は三月十日発行の税理士界で全国の会員に知らせたのである。おそらく地方の会員は二月二十五日前後に手許に届いたはずである。

又、各地区で形式的な説明会が開かれたようである。そこでは会員の声を聞くところかもっぱら改正原案の説明に終始していたのである。

そして、四月五日の日税連理事会で、反対意見に対し、執行部は大蔵省の代弁者の答弁を繰返し、基本要綱の効力一時停止を決議し、強引に「改正要綱案」受入れを決定したのである。

この案が基本要綱にまつたくにつかない、かけ離れた内容である以上、会員の声を十分に聞き、その結果を日税連理事会に反映すべきであったであろう。

これが改正要綱の一字一句の修正もあり得ない「修正及びかさ上げ運動は即廢案になる」と会員を強迫し、反対意見を封じたのである。

東京税理士会理事会において、税理士法改悪反対中央連絡会が全税理士試験制度改悪全国受験者連絡会等が中心となって結成され、反対運動に立ち上がったのである。

その後、昭和五十四年五月十一日、第八十七回国会に自民党税理士問題小委員会より発表された「改正要綱案」に沿って「税理士法の一部を改正する法律案」として政務官から提出された。しかし五十四年六月十四日、航空機疑惑問題により国会審議中断、会期終了により審議未了廢案。翌六月十五日、日税連理事会において再度同法案を次期国会に提出を決議した。その後五十四年八月三十一日、第八十八臨時国会に提出されたが委員会審議は行われず、五十四年十一月二十九日、第九十臨時国会に改めて再提出されたが、五十四年十二月十一日、日税政の総額一億三千円の政治献金問題が暴露出され、会期終了により、衆議院で総統審議となつた。

その後、五十五年一月十六日、東京税理士会理事会において、税理士法改悪削除を決議し、日税連に要望書を提出したが、逆に要

の趣旨、理由の開示を求められ、合せて、単独行動の自重を指示配慮すること。

そこで五十四年四月十八日、「税理士法改悪反対中央連絡会」が全税理士試験制度改悪全国受験者連絡会等が中心となって結成され、反対運動に立ち上がったのである。

その後、第九十一回国会に再度同法案が提出され、五十五年二月五日、衆議院大蔵委員会にて、次可決された。

(附帯決議)
政府は次の事項について留意すべきである。

一、助言義務の規定は、税理士の社会的責任を明らかにする倫理規定であり、税理士に対する処分自体を目的とするものでないの

一、税理士法人については、社会的必要性の度合や、税理士業務の性格等を勘案しつつ、今後更に検討を行うこと。

一、税理士法人に対する監督義務違反が税理士事務所の自主性を侵すことのないよう、その懲戒処分の発動に当つては慎重を期すこと。

一、使用者等に対する監督義務を行なうことのないよう、十分な監視措置を講ずること。

一、登録印入会制度の運営並びに税理士会の分割等については、慎重な配慮を行なうこと。

一、税理士制度のあり方について、今後とも、その運用の実態及び社会経済情勢の推移に対処し得るよう引き続き所要の検討を行なうこと。

つては、今後とも、その運用の実態及び社会経済情勢の推移に対処し得るよう引き続き所要の検討を行なうこと。

以上のような答弁の繰返しで、各議員が「納税者の権利擁護」を強く主張されたのであるが、「適正な納税義務の実現」の中に包含されていいるとして、頗るに拒否反応を示していることが、かえって、税理士を税務行政の一環として捕えていた印象を受けるのである。しかし、いづれにしても、我々税理士は「納税者の権利擁護」を放棄したものではないので、不斷に納税者の権利擁護の姿勢を示し既成概念を作り上げて行く事が大切である。

次に税理士の試験制度であるが、悪名高かった特別試験廃止に代えて、税務職員の実務経験(国税職員二十三年、地方税職員二十年)による一定の研修終了を前提として、会計学に関する科目が免除され、本試験に組み込まれた。これはかねてより税務職員の会計学の受験を主張してきた税理士会としては、まったくの惨敗であり、既得権を盾に国家権力を背景とした方に屈服したものであつたといえよう。

これによつて税務職員の業界への大量のなだれ込みが恒久化されたといえよう。ところで、政府委員の答弁は次の通つて、政府委員の答弁は次の通つて、政府委員の答弁は次の通つて、

りである。

今回、特別税理士試験を五年の経過措置を設けて廃止するとともに、管理的地位の在職年数を付加し、又経験年数を伸長した高度の研修終了という要件を課して、あえて税理士として恥ずかしくない資格を持つた人を税理士として登用する道も聞くという改正案である。更に「テストなしでは居眠りしても研修ではないか」という質問に、研修は税理士審査会が実体的基準をこれから決定するものであり、只今の発言の趣旨も含めて十分検討してもらよう執行に推進するものとして考へている。

又、資格取得者は昭和五十四年三月末まで、一般試験合格者は二万一千七百三十三名、特別試験合格者は一万八千六百八十名、資格認定者は四千六十六名、その他二万四千百名おり合計で七万八千五百二十九名であることも明らかになつた。

いずれにしても、研修による質格付与制度の不合理性を強く追求したのであるが、実務経験尊重の答弁に終始していた。我々としては今後もこの研修制度による資格付与廃止を強く訴え続けて行くべきである。

も大きな改悪であるとされているのが「助言義務規定」の新設である。「納税者が不正に税金を免れたいとする事実又は課税標準の計算の基礎となるべき事実の隠ぺいもしくは仮装している事実を知った時は、直ちに是正するよう助言しなければならない」とされた。

これは「税務代理、税務書類の作成又は税務相談については、その内容及びてん末まで記載しなければならない」とされた帳簿作成の義務と連動しているところに問題がある。

この「明言義務」の発動は国税通則法の重加算税の対象事業が関係されるといわれているが、これに違反した場合は、当然一般的懲戒処分の対象となる。

さて、この規定の新設について国会では各政党がかなりの時間を費して質問され、かなり輪郭が明確になった。

まず、不正の事実とは賦税の事実及び仮装隠ぺいという非常に故意が明確になつた場合に限定していいる。従つて重過失及び過失は含まない。又助言は客觀的な悪質な構成要件の場合に行うものであり、それによって相手が是正されなければならない。しかし、それを知り、それによって相手が是正されないと、それは問題はない。

し不真正な申告書の作成となり、税理相談等をした場合の懲戒処分の対象となり、助言義務違反の問題は消える。従つてこの違反は非常に悪質な場合の帳簿改ざんがあるのを知つて注意をしないでやめてしまつたような非常に希有な場合しか考へられない。

又、委嘱を受けた税目について具体的にその税理士業務を行つており、その税を不正に免れている事実を知つた時に助言義務が生ずる。よつて委嘱を受けていない他の税(例えは料飲税)には及ばない。

更に助言義務の時効は本税の除斥期間の範囲(五年)である旨、又脱税の事実を知つて税理士業務をやめた場合は、その事実を税務官公署を含む、第三者に漏らすことによって委嘱を受けていない他の税(例えは料飲税)には及ばない。

さて、この規定の新設について公署を含む、第三者に漏らすことによって委嘱を受けていない他の税(例えは料飲税)には及ばない。

また、この規定の新設について国会では各政党がかなりの時間を費して質問され、かなり輪郭が明確になった。

特にこの規定は税理士を処分する目的でなく単なる倫理規定である旨執拗に力説していることがかえつて何を隠されている部分が感じられる。

が出来たといわれ、如何にこの規定の効果に強い期待を持っているかがわかる。

さて最後に懲戒処分の問題であるが、現行法においては懲戒処分の効力発生の時期は「懲戒処分の確定の時」とされ、それまで税理士の身分は保証されていたのであるが、改正法では、その「処分を受けた時」とされた。

その理由として処分者が同税庁長官より大蔵大臣に格上げされたこと、更に税理士審査会を設置したこと、その議決に基づいて処分すること、などが上げられている。

即ち税理士審査会なるものを新たに国税庁に設置その下に懲戒審査委員会を設け、懲戒処分について議論させることになつて、その議決に基づいて処分すること、などが上げられている。

委員は租税に関する学識経験のあるもののうちから、大蔵大臣が任命し、事務は国税庁長官官房において議論させることになつて、その議決に基づいて処分すること、などが上げられている。

税理士審査会の議決の内容は懲戒事由に該当するかどうかについての判断と、その具体的な懲戒処

分の内容をどうするか検討するとての判断と、その具体的な懲戒処分があつた場合には懲戒審査委員による審査を行つて、その結果をとされている。

その証拠に東京税理士会が「助言義務」削除を決議しても、これに応じる意思がなく、国会筋からも、この規定を削除するなら大蔵省は政府提案を取下げるとの意見とされている。

ここで問題なのは、税理士審査の反対運動であった。この運動に会の委員三名の構成であるが、重要な職責であることを鑑み税理士は推薦の委員の審査を要請すべきであろう。憲政審査員の構成の中には当然税理士もメンバーになるべきである。税理士もメンバーになることを要望したい。

四 改悪反対運動の総括

すでに述べたように今回の改正税理士法は昭和三十九案の模造であり、新たに義務規定が随所に入り、その上我々税理上の悲願であった試験制度の改善がまったく無視され、終始大蔵省のベースで進められた事である。

いittaiこの法律は誰の為のものであったのか素朴な疑問さえ感じる。この法律の成立によって、実質的な受益を得たのは税務当局と税務職員でなかろうか、税理士会は計り知れない大きな犠牲と譲歩を強いられたのである。

我々青税連はこの法案が改悪であることを見抜いていたのである。この戦いは二年にわたる長期戦となり、文字通り死力を尽くして

参入した延員は一万人を超えることである。憲政審査員の構成の中には当然税理士もメンバーになることを要望したい。

全国各地より参加した会員の旅費等を含めると実に数千万円の費用が、出来る限り各界より幅広く人材を登用して、民主的に運営されることを要望したい。

改悪反対運動の目的を達すことを投入したことになる。にも抱わらず所期の目的を達すことが出来なかつたことを、まづお詫びしなければならない。「敗軍の将兵を語らず」であるが、後に続く人達の為に運動を総括しておかねばなるまい。

まず法案成立阻止を達成出来なかつた理由としてまず第一に、税務当局は昭和四十年の廢案の苦い教訓を生かして、形式的に税理士会の同意を求めた形で作業が進められたことである。

又同時に与党のみならず野党対策に万全を期し、その上、国民労組も各野党に強力に働きかけ税務当局と一体となって行動した事である。更に税務当局は税理士法改正の機会を山本会長誕生日にタイミングを合せ山本会長は大阪国税局の不正確な選挙介入によって選出されたことはマスコミ等で話題になつた通りである。そして山本会長は実質的に支配しているのが四元専務理事である。当の四元専務理事は大蔵省の福田審議官（税理士法と一般消費税担当）は海軍経理学

より）。

以上のような流れの中で改正作業が進み、改正税理士法が誕生したのである。

個人的な関係をとやかく言うつもりは毛頭ないが、しかし同専務理事の理事会及び会報等の発言は、まさしく大蔵省の代表者であり、我々税理士の代表とはみじんも感じられないものである。（税理士試験）を自動車の運転免許試験に替えたり、納税者の権利擁護を

するものはすべて共産主義者と決め付け異常なまでの熱意であった。

第二に、野党が本来行うべき行政府のチェック機能を果たさなかったことである。

これは先程述べたように税務当局の根回しが巧を制し、更に一方的、強行的に進めて来た事である。一夜あけて、成立を勝ち取つた事である。

これは先程述べたように税務当局の根回しが巧を制し、更に一方的、強行的に進めて来た事である。一夜あけて、成立を勝ち取つた事である。

その為にも、不斷に組織作りを怠り会員の声を開く事もなく、会議員に対する本格的な陳情を綱張げた時は、各政党はすでに党として賛成を決定したことである。我々が改悪の内容を訴え、国会議員に対する本格的な陳情を綱張げた時は、各政党はすでに党として賛成を決定しており、趣旨は十分に理解出来るものの、議員としては党の決定に服従しなければならないと、苦しい弁解をされ、まさに失した感があった。

第三に、日税連は役員選舉前の

五十二年六月頃は山本会長が誕生することによって業界待望のしか

名講演、決起大会、抗議集会、街頭宣伝、マスコミ効果、他団体との共同等、我々の持てる力量を十分發揮して、精一杯戦つたのである。

その結果、第一条使命の修法が即日に成立する如きの印象を会員に与え、当選後は一転して至難、困難を打ち出し、更に「

税理士制度改正要綱案」が自民党より発表されるやいなや、「一字一句の修正もあり得ない、又參上げ運動も許されない、従つて修正、

參上げは即廢案に邊ると会員を強迫し、更に反対するものには極く一部の共産主義者であると、会報

スタジス論にすり代えたり、反対

試験」を自動車の運転免許試験に

ような障害の中で、陳情活動、署名活動、決起大会、抗議集会、街頭宣伝、マスコミ効果、他団体との共同等、我々の持てる力量を十分發揮して、精一杯戦つたのである。

その結果、第一条使命の修法が即日に成立する如きの印象を会員に与え、当選後は一転して至難、困難を打ち出し、更に「

税理士制度改正要綱案」が自民党より発表されるやいなや、「一字一句の修正もあり得ない、又參上げ

運動も許されない、従つて修正、

參上げは即廢案に邊ると会員を強迫し、更に反対するものには極く一部の共産主義者であると、会報

スタジス論にすり代えたり、反対

試験」を自動車の運転免許試験に

れたが、商法に大小会社あるいは公開・非公開等の区分を導入することによって、法人税法の二分化を図り、大会社に対するはいわゆる「法人擬制説」に基づく比例税率課税、同族的な中小会社に対するは個人所得税との負担の均衡を勘案した累進税率課税をめざしているのではないか。

さらに連結決算制度との関連で大小会社区分を考えると、商法上の連結決算の制度化は連結納税申告制度導入の布石であり、それにより大会社は親子会社間の取引を内部取引とすることによって未実現利益を消去し、また利益と欠損を相殺するなどをし、大会社に対する税負担を大幅に軽減させることとなり、一方それにより大衆課税の強化がもたらされないという保障はどこにもない。

商法二次改正の動きは、決してそれ自身としての目標ですすめられていなくてはなく、税制とも深い関連のもとに進められていることが考えられる。

(2)監査対象会社の量的拡大
改正試案は、会計監査人の監査を受けなければならない会社の範囲を、資本金五億円以上・年間の営業収入二百億円以上・負債総額百億円以上とし、現行よりその範

圍を拡大しようとしている。すでに一次改正以後においても巨大な粉飾決算が会計監査人による監査において指摘されなかつたことは、会計監査人による監査が不正経理等の防止にはなりえない限界があることは確かである。

公認会計士の制度的欠陥をそのままにしての監査範囲の拡大は、監査実効が期待できないばかりではなく、国民的立場からも有害無益であるといえる。

現実的には、中小会社にとって会計監査人の監査は無用であり、その負担にもたえられないことも事実である。

不正経理等の問題は、本質的に経営者のモラルの問題であり強制的な権限をもたない会計監査人の監査によってこれらを是正することはできない。

さらにわれわれ税理士の職域から、この監査範囲の拡大は不測の侵害を受けることも明きらかである。

(3)執行権の拡大
今回の改正試案で最も注視しなければならないのは、執行権の拡大の問題である。

昭和二十五年の改正以来、企業の権限は取締役会に集中する傾向をとどめ、今回の改正試案にもこの傾向は強力に打ちだされている。そこで、今回の改正試案にもこの傾向は強力に打ちだされてい る。

以下改正試案にある重要な問題点を列挙すると

(4)「計算書類及び利益の処分」について会計監査人による監査を前提として計算書類の確定を株主総会の権限から除外すること。

(5)「貸借対照表、損益計算書及び営業報告書は会計監査人及び監査役の適法とする意見があつたときは、株主総会の承認を要しない」。

(6)「質問権」「提案権」の規定の導入、「経営委員会」設置の法制化、

商法改正の国民的立場からの要請が前提にあるにもかかわらず、それに便乗し取締役の権限を強化し、株主の権利を弱める一連の改正を盛り込もうとしている。

企業の大規模化によってその社

團を拡大しようとしている。

すでに一次改正以後においても

い国民的立場からの要請を背景に企図されたものである。

それにもかかわらず、一次改正はその真の原因に手を触れず、形式的な監査制度の手直しのみによつて改正が行なわれた。

昭和二十五年の改正以来、企業の権限は取締役会に集中する傾向をとどめ、今回の改正試案にもこの傾向は強力に打ちだされてい る。

四、おわりに

法務省の改正試案の内容は、実質的に大会社指向であり、わが国において定着している会社制度の実態からかけはなれ、日本経済の発展に重要な役割を果してきた中小会社軽視といふ説りはまぬがれない。

とくに一次改正、さらには二次改正の背景となつてゐる国民的要請は、わずか監査制度等をいじるだけで日先を変えてゐるにすぎない。

今後の改正作業の動向には、国民的立場から、さらにわが業界三万会員の職域防衛の点からも監視をしなければならない。

好評です

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

先生の事務所のニュース

月刊『税経月報』をご利用ください

△ご一報ください 一見本ご送付致します。

印刷 一廉価・迅速一

先生の事務所の便箋・封筒・伝票などの印刷もお受けいたします。

ご用命ください。

◎青税組織を強化する。を方針として活動することも再度確認した。

(2) 四月下旬、大青税は改悪法通過について一般会員七、〇〇〇名と国會議員、マスコミ、労働組合、消費者団体等のそれぞれに対し、今までの支援の御礼と「この改悪を乗りこえて、これを国民の為の税理士制度確立の起点として活動する」旨の決意表明のあいさつ状を発送した。

(3) 大税会主催にて四月下旬も五月に亘り行われた「法改正報告会」でも大青税会員は改悪点を確認する質問を行ない、一般会員に対して各地でアピールした。

山本会長に対し

再度辞任を勧告する

大青税では、今回の日税連、日税政の資金問題による信用失墜行為に対し、会長辞任を要求していったが、五月十五日東京地検特捜部による、税政連側の事前贈賄申込み罪の成立と起訴猶予処分の発表を受けて、五月二十六日再度辞任を勧告した。

◇ ◇
◇ ◇

第15回定期総会開催される！

新会長に峰宏君を選任

名古屋青年税理士連盟
名古屋青年税理士連盟会長 佐野裕

告原認の件

第一号議案 昭和54年度収支計
年税理士連盟第十五回定期総会
が、名古屋税理士会館にて開催された。留頭、佐野会長より、税理士法改正に関する報告及び54年度事業報告並びに会員の協力に対するお礼のあいさつがあり、議案審議に入った。

去る五月十七日(土)、名古屋青年税理士連盟第十五回定期総会が、名古屋税理士会館にて開催された。留頭、佐野会長より、税理士法改正に関する報告及び54年度事業報告並びに会員の協力に対するお礼のあいさつがあり、議案審議に入った。

議案は次の通り

第一号議案 昭和54年度事業報

第三号議案 昭和55年度事業計
画案及び収支予算案
件 承認の件

第四号議案 規定、規約一部改
正の件

第五号議案 昭和55年度役員承
認の件

第六号議案 審議に当り別室にて
開催し55年度会長及び副
会長の選任を行なった結果、新会
長には、二期つとめた佐野会長に
替つて、峰宏君を選任し、総会に
おいて承認。

全議案とも全会一致をもって承
認可決された。

新年度役員は次の通り



会長 峰 宏
副会長 高桑 安一・棚橋 茂
伊藤 孝大・田中 育雄

名古屋青年税理士連盟

竹田 幸雄・加藤 敏史

審議終了後、峰新会長より就任
あいさつがあり、新年度に対する
抱負等が述べられた。

その後来賓の名古屋税理士会精
闘副会長及び全国青年税理士連盟
に終了した。

開かれ、旧役員に対する慰労、新
役員に対する激励等和気藹々の内
容で終了した。

結成十周年をむかえる！

神奈川青年税理士クラブ
代表幹事 尾崎一郎

神奈川青年税理士クラブ
代表幹事 尾崎一郎

わが神奈川青税は、來たる七月五日、結成十周年記念大会を開催します。この記念大会に向けて、五、六月中に各同好会は記念行事企画し、記念大会実行委員会が、神奈川青税十年の歩みを記念誌として発表するなど、多彩な企画を予定しています。全国のみな

さんも、是非、全国大会の前に、神奈川青税十周年記念大会に出席ください。

また、記念大会に引き続く第十回定期総会では、次の十年をめざす、神奈川青税の「今後の活動」について、熱心に討議されることが期待されています。

この数年間の我々青年税理士の運動は、改悪法案の成立というかたちで押し切られてしまいまし

ます。そこで、我が神奈川青税も、自らの組織を、青年税理士にとってより魅力ある会へ、より頼りにな

た。しかし、今こそ青年税理士の隊列を早急に立て直し、より一層の強い力を得て、再び我々のめざす国民から真に期待され、支持と信頼を得られる税理士制度を実現する運動のために、新たな第一歩を踏み出す必要があると思います。そのためには、「力も金も」必要な運動のためには、新たな第一歩を踏み出す必要があります。そのためには、「力も金も」必要な運動のためには、新たな第一歩を踏み出す必要があります。そのためには、「力も金も」必要な運動のためには、新たな第一歩を踏み出す必要があります。

そこで、若き情熱はこの二つをより有效地に發揮せる不可欠の要素です。当面、「金」の方はすぐ必要とはならないでしょうが、青年税理士の要求や希望を、青税活動に反映させ、さらに、税理士会の内部に、青年税理士の影響力をより大きく浸透させる活動が重要性を持つてくると思います。

そして、我が神奈川青税も、自

る会へと、大幅なテコ入れをする必要を、法改正運動を経験した現執行部の全員が痛感しています。

このような地味な活動が、次に法改正運動を我々にとって有利にするためには、どうしても必要だと思います。今回の法改正運動に、昭和三十九年当時の青年税理士の運動の経験が、充分に承継されていなかつた点とあわせて、長い展望に立った、青税活動の世代交代も、このような基礎的な活動を続けるなかでより円滑になされしていくことと思われます。

◆神奈川青税近況報告◆

十周年記念行事

テニス大会(五月三日)

日原会員優勝

ゴルフ大会(六月三日)

太田基次会員優勝

将棋大会(六月二十二日)

ソフトボール大会

(六月十三日)

M・V・P 松本治郎

麻雀大会(六月十三日)

優勝者 市原宜夫

十周年記念大会・定期総会

同好会の優勝者表彰と併せて

七月五日に開催

春の家族スキー大会(越後湯沢)

三月二十六日~二十七日

山本会長・四元専務理事ら幹部は連の特定幹部が行なつた政治献金は「法律を金で買う」といった反

昭和55年6月10日

日本税理士会連合会

会長 山本義雄 殿

全国青年税理士連盟

会長 石龜邦俊

辞任勧告

一 山本会長、四元専務理事ら幹部は直ちに辞任せよー

今度、成立をみた「改正税理士法」の成立過程において、日税連山本会長、四元専務理事らを頂点とするごく一部の幹部は、税理士会員の税理士法改正に対する多年の熱望を巧みに利用し、税理士法改正の基本理念としてきた「基本要綱」を全く無視し、しかも「基本要綱」とは全く異質の「助言義務」等に代表する監督権強化規定、税務職員に対する無試験認定制等々の「改悪税理士法」を民主的手段も踏まずに国会上程、成立へと狂奔してきた。さらに今回の一部修正にもみられるように運動をすれば可能なのにもかかわらず、「一字一句たりとも修正はまかりならぬ」と豪語し、修正運動を規制した。

又、この悪法を成立させるために、全国会員の冷財を半ば強制的に集め、密室で国會議員をランク付けまでし、多額の政治献金を行なった。この政治献金問題は、事前贈賄申込み罪の成立はまぬがれないとして、起訴猶予処分を受けたことは責任重大である。しかも「法律を金で買った」反社会的行為は税理士業界全体の名誉と信用を著しく失墜させた。

今回の選挙で政治献金はしないとの決議だけでは国民は納得しません。

これらの責任はすべて山本会長はじめとする幹部にあります。当連盟は既に昭和55年1月17日付で辞任勧告書を提出しておりますが、事の重大性をかんがみ、一刻も早く責任をとり辞任することを再度要求致します。

以上

再度辞任勧告書を提出！

社会的行為であり、税理士の名誉と信用を著しく失墜させた。
従つて、その責任をとり、直ち

に辞任するよう、左記の如く勧告

した。

／＼編集後記／＼
今回発行の会報は、四月八日成

立をした税理士法の改悪反対運動

の経過と総括報告を特集いたしました。そこで、紙面の都合上毎回

掲載していました「主張」欄につ

きましては、税理士法に関する記

事と重複いたしましたので、休ま

せていただきました。又、ここ二

と三年は、税理士法改正に関する

記事が、会報の紙面の大部分を占

領してきましたので、会員の中には、制度問題のみならず、業務に

役立つもの或いは、趣味的な内容

のもの等を掲載してはという意見

もありました。今後十分に検討し

編集する覚悟です。

当初広報部の事業計画として、年四回の会報発行を企画しましたが、税理士法改悪反対運動を積極的に展開し、資金的にも労力的にも多大の精力を費しましたので、事業計画を遂行出来なかつたことをお詫び申し上げます。特に岐阜で開催されました秋のシンポジウムの討論および報告内容の記事を寄稿いただいたのですが、会報に掲載することが出来なかつたのが、残念です。

最後に、青年税理士連盟の横の結びつきを密接にするため、会報に原稿をお寄せ下さい。